

鳥取県公報

平成 29 年 12 月 1 日(金) 第8 9 5 7 号

毎週火·金曜日発行

| | | | 目 | 次 |
|------------|---|---|--|--|
| \Diamond | 告 | 示 | 生活保護法による医療機関の指定 (731) 生活保護法による指定医療機関の廃止の届 指定自立支援医療機関の指定 (733) (障か 鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (734) (緑豊 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (大規模小売店舗に関する承継の届出 (736) 種畜証明書の返納 (737) (畜産課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 出 (732) (")・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 1 | | | 指定障害福祉サービス事業者の指定 (739) | 1 |
| \Diamond | 正 | 誤 | 貸付金の元利償還金の収納事務の委託(74 平成29年7月7日付鳥取県公報第8915号中記 | |
| | | | | |

示

鳥取県告示第731号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法 第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のと おり告示する。

平成29年12月1日

鳥取県知事 平 井 治

診療所及び薬局

| 名 称 (氏 名) | 所 在 地 (住 所) | 指定年月日 |
|-------------------|----------------|------------|
| 有限会社こやま薬局 なべや薬局 パ | 米子市西町86-3 | 平成29年9月1日 |
| ークサイド店 | | |
| おおたけ脳神経・漢方内科クリニック | 鳥取市晩稲437-3 | 平成29年11月1日 |
| ウェルネス薬局淀江店 | 米子市淀江町西原1029-3 | JJ |
| 日本調剤 昭和町薬局 | 倉吉市昭和町二丁目156 | JJ |
| たむら薬局鳥取北店 | 鳥取市晩稲437-4 | II. |

鳥取県告示第732号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」と いう。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び 薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によ りその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月1日

井 鳥取県知事 平 伸 治

診療所及び薬局

| 名 称 (氏 名) | 所 在 地 (住 所) | 廃 止 年 月 日 | |
|---------------|-------------|------------|--|
| なべや薬局 パークサイド店 | 米子市西町86-3 | 平成29年8月31日 | |
| 百村眼科医院 | 鳥取市上町18-5 | 平成29年10月9日 | |

鳥取県告示第733号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に 基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月1日

鳥取県知事 平 井 治

| 開設者の氏名又 | 明乳老の分形 | 指定自立支援医療 | 指定自立支援医 | 自立支援医療 | 指定年月日 | |
|----------|-------------|----------|------------|---------|----------|--|
| は名称 | 開設者の住所 | 機関の名称 | 療機関の所在地 | の種類 | | |
| 日本調剤株式会社 | 東京都千代田区丸 | 日本調剤昭和町薬 | 倉吉市昭和町二 | 育成医療、更生 | 平成29年12月 | |
| | の内一丁目 9 - 1 | 局 | 丁目156 | 医療、精神通院 | 1 日 | |
| | | | | 医療 | | |
| 株式会社BANG | 鳥取市大覚寺150 | 訪問看護ステー | 鳥取市大覚寺150 | 更生医療 | ,, | |
| | -87 | ションナースくる | -87 | | " | |

鳥取県告示第734号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定に基づ き、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定 により、次のとおり告示する。

平成29年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 | 変更の内容 | 変更年月日 |
|----------|-----------|--------|-------------|------------|
| 一般社団法人鳥取 | 鳥取市湖山町西二丁 | 柴垣 信司 | 捕獲従事者の狩猟免許の | 平成29年11月22 |
| 県猟友会 | 目413 | | 種類 | 日 |

鳥取県告示第735号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - スーパーホームセンターいない境港店 境港市外江町3084-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社いない 代表取締役 天野 達也 倉吉市河原町1770
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

変更前 株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 有限会社キャプテンドラッグ 代表取締役 稲井 範行

変更後 株式会社いない 代表取締役 稲井 範行

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 変更前 株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 変更後 株式会社いない 代表取締役 天野 達也
- 4 変更年月日

平成29年2月1日ほか

5 届出年月日

平成29年10月6日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

平成29年12月1日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部商工農政課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第736号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその 概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーホームセンターいない境港店 境港市外江町3084-1
- 2 承継された店舗面積 50平方メートル
- 3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 倉吉市河原町1770 有限会社キャプテンドラッグ 代表取締役 稲井 範行 倉吉市河原町1770
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 倉吉市河原町1770
- 5 承継があった年月日 平成21年9月1日
- 6 届出年月日

平成29年10月6日

- 7 縦覧に供する書類
 - 大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間 平成29年12月1日から4月間
- 9 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部商工農政課

鳥取県告示第737号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明 書の返納をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 種畜証明書番号 名前 | | 種類及び品種 | | 飼養者の所在地及び名称 | 返納理由 |
|-------------|--------|--------|------|------------------------------|-------|
| 11380854542 | 烈存2844 | 肉用牛 | 黒毛和種 | 東伯郡琴浦町 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場 | 死亡のため |

鳥取県告示第738号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、保安林の平成29年度における皆伐によ る立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公 表する。

平成29年12月1日

鳥取県知事 平 井

| | 同 一 | の 単 位 と さ れ る 保 安 林 | 皆伐面積の限度 |
|-------|---------|--------------------------------|------------|
| 指定目的 | 単位区域名 | 所 在 場 所 | (ヘクタール) |
| 水源の涵養 | 鳥取地区 | 鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の | 924. 36 |
| | | 区域を除く。)及び岩美郡 | |
| | 八頭地区 | 鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の | 2, 912. 46 |
| | | 区域に限る。)及び八頭郡 | |
| | 倉 吉 地 区 | 倉吉市及び東伯郡 | 1, 752. 18 |
| | 米子地区 | 米子市、西伯郡及び日野郡江府町 | 803. 29 |
| | 日野地区 | 日野郡日南町及び日野町 | 1, 697. 15 |

| 土砂の流出の | 鳥 | 取 | 鳥取市 | 169. 22 |
|--------|-----|-----|---------------------------|---------|
| 防備 | 米 | 子 | 米子市 | 0. 24 |
| | 倉 | 吉 | 倉吉市 | 61. 38 |
| | 岩 | 美 | 岩美郡岩美町 | 101. 74 |
| | 若 | 桜 | 八頭郡若桜町 | 16. 10 |
| | 智 | 頭 | 八頭郡智頭町 | 15. 26 |
| | 八 | 頭 | 八頭郡八頭町 | 21.64 |
| | 1=1 | 朝 | 東伯郡三朝町 | 53. 30 |
| | 湯 | 梨 浜 | 東伯郡湯梨浜町 | 27. 50 |
| | 琴 | 浦 | 東伯郡琴浦町 | 50. 17 |
| | 北 | 栄 | 東伯郡北栄町 | 0. 14 |
| | 大 | Щ | 西伯郡大山町 | 51.87 |
| | 南 | 部 | 西伯郡南部町 | 7. 16 |
| | 伯 | 耆 | 西伯郡伯耆町 | 14. 30 |
| | 日 | 南 | 日野郡日南町 | 4. 18 |
| | 日 | 野 | 日野郡日野町 | 16. 82 |
| | 江 | 府 | 日野郡江府町 | 4. 56 |
| 干害の防備 | 高 | 路 | 鳥取市高路 | 0.00 |
| | 赤 | 波 | 鳥取市用瀬町赤波 | 1.56 |
| | 水 | 谷 | 鳥取市鹿野町水谷 | 0.96 |
| | 本 | 宮 | 米子市淀江町本宮 | 1.08 |
| | 志 | 津 | 倉吉市志津 | 0.30 |
| | 栗 | 尾 | 倉吉市栗尾 | 1.82 |
| | 大 | 原 | 倉吉市大原 | 0. 68 |
| | 長 | 谷 | 岩美郡岩美町大字長谷 | 4. 16 |
| | 喜才 | 谷 山 | 八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山 | 0.40 |
| | 明見 | 谷東平 | 八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平 | 0. 44 |
| | 池ノ | 内下平 | 八頭郡八頭町水口字池ノ内下平 | 0.96 |
| | 槻 | 下 | 東伯郡琴浦町大字槻下 | 0. 10 |
| | 金 | 屋 | 東伯郡琴浦町大字金屋 | 0. 68 |
| | 杉 | 地 | 東伯郡琴浦町大字杉地 | 0.66 |
| | 大 | 谷 | 東伯郡北栄町大谷 | 1. 48 |
| | 孝 | 霊山 | 西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山 | 14. 42 |
| | 法 | 勝寺 | 西伯郡南部町法勝寺 | 0. 44 |
| | 大 | 谷 奥 | 西伯郡南部町伐株字大谷奥 | 0.08 |
| 公衆の保健 | 東部 | 地区 | 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 | 91. 52 |
| | 中剖 | 地区 | 倉吉市及び東伯郡 | 34. 36 |
| | 西剖 | 地区 | 米子市、西伯郡及び日野郡 | 8. 32 |

鳥取県告示第739号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月1日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

| | 5 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉 | 指定に係る障害福祉 | 障害福祉サ | |
|------|-----|------------|-----------|-----------|-------|----------|
| 名 和 | | | サービス事業を行う | サービス事業を行う | ービスの種 | 指定年月日 |
| | | | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 類 | |
| 社会医療 | 景法人 | 倉吉市山根43 | 社会医療法人仁厚会 | 倉吉市山根43-1 | 短期入所 | 平成29年12月 |
| 仁厚会 | | -1 | 藤井政雄記念病院 | | | 1 日 |

鳥取県告示第740号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を 次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年12月1日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 委託の相手
 - ニッテレ債権回収株式会社
- 2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金(奨学生決定番号4010086、4010103、4010112、4020027、4020142、4030100、4050062、 4060239、4080161、4100159、4110131、4120005、4130060、4130208、4130226)及び鳥取県育英奨学資金(奨 学生決定番号416108、417100、418022、419034、419109、422145、422178、423050、424141、424220、424319、 $425184,\ 4151026,\ 4151148,\ 4151336,\ 4151373,\ 4161206,\ 4161241,\ 4161371,\ 4161389,\ 4161429,\ 4171169,\ 41711$ 4171190, 4171343, 4171347, 4171580, 4181091, 4181248, 4181384, 4181406, 4191447, 4191478, 4191529, 4221643、4231587、4241331、4241523、4241557、4261002、4261356)

3 委託期間

平成29年11月20日から平成32年2月29日まで

平成29年7月7日付鳥取県公報第8915号の鳥取県告示第467号(生活保護法による医療機関の指定について)中 次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

欄 主たる事務所の所在地の欄

行 16及び17

誤 米子市皆生新田一丁目7-41

正 米子市皆生二丁目13-13